

幌延国際交流施設空調機等更新工事

仕様書

令和 8年 5月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

目 次

I. 共通事項	1
1. 工事概要	1
2. 一般事項	2
2.1 適用範囲	2
2.2 適用基準等	2
2.3 図書の優先順位	2
2.4 官公署その他への届出手続等	2
2.5 建設業退職金共済制度への加入	2
2.6 工事实績情報サービス（CORINS）への登録	3
2.7 下請業者の届出等	3
2.8 特許権等の使用	3
2.9 書面の書式及び取扱い	3
2.10 設計図書等の取扱い	3
2.11 機微情報の管理	3
2.12 疑義に対する協議等	4
2.13 軽微な変更	4
2.14 工事用設備の設置	4
2.15 工事の一時中止に係る事項	4
2.16 工期の変更に係る資料の提出	4
2.17 関係法令等の遵守	4
3. 工事関係図書	5
3.1 実施工程表	5
3.2 施工計画書	5
3.3 施工図等	6
3.4 リスクアセスメント	6
3.5 工事の記録等	6
4. 工事現場管理	7
4.1 安全文化の醸成	7
4.2 周辺公衆への影響について	7
4.3 計画外作業の禁止	7
4.4 施工管理	7
4.5 電気保安技術者	7
4.6 施工条件	8
4.7 品質管理	8

4.8	施工中の安全確保	8
4.9	防火対策	9
4.10	交通安全管理	9
4.11	災害等発生時の安全確保及び通報連絡	9
4.12	工事安全に関する留意事項等について	9
4.13	工事現場に掲げる標識	10
4.14	発生材の処理等	10
4.15	石綿使用の有無	11
4.16	工事目的物等の管理	11
4.17	後片付け	11
5.	施工	11
5.1	施工	11
5.2	一工程の施工の確認及び報告	12
5.3	施工の検査等	12
5.4	施工の検査等に伴う試験	12
6.	竣工検査	12
6.1	一般検査	12
6.2	技術検査	13
7.	契約不適合責任	13
8.	完成時の提出図書	13
9.	週休2日促進工事	13
II.	特記事項	15
1.	工事仕様	15
2.	機器仕様	15
3.	検査及び試験	16
4.	適用基準等	17
5.	提出書類	18

I. 共通事項

1. 工事概要

(1) 工事件名

幌延国際交流施設空調機等更新工事

(2) 工事場所

北海道天塩郡幌延町宮園町 1-8

(3) 工期

自 契約締結日

至 令和9年3月19日

(4) 工事概要

本件は、施設整備費補助金「幌延センター国際交流施設の改修整備」に関する幌延国際交流施設空調機等改修工事を遂行するものである。

幌延深地層研究センターが所有する国際交流施設は、建設後約15年が経過し、また、近年の気温上昇に伴う冷房需要の増加に加え、当施設は災害時の指定避難所であることから、空調設備の安定稼働が求められる。

本工事は、これらの状況を踏まえ、換気空調設備の更新を実施するものである。

1) 施設の概要

主要構造：鉄骨造2階建て、延べ面積952.26㎡

2) 改修工事の概要

- ・既設空調機（ACP-1～ACP-4）の更新
- ・会議室（1）および（2）の空調機新設
- ・既設真空式温水器の更新
- ・既設密閉式膨張タンクの更新
- ・既設温水循環ポンプの更新
- ・既設加圧給水ポンプユニットの更新
- ・既設パネルヒーターの更新

(5) 工事範囲及び放射線管理区域

工事範囲：本仕様書及び工事内訳書、図面に依る。

工事区域：非管理区域（一般区域）

(6) 別契約の関連工事

なし

(7) 支給・貸与品

工사용電力：構内指定場所より無償支給（単相100V 15A程度）

なお、コンセントを使用する場合は、漏電遮断器付電源プラグ等を使用すること。

工事用水：指定場所より無償支給

工事用土地：無償

その他：特になし。

2. 一般事項

2.1 適用範囲

本工事仕様書（以下「仕様書」という。）は、原子力機構が発注する「幌延国際交流施設空調機等更新工事」に適用する。

2.2 適用基準等

- (1) 受注者が、工事を実施するに当たり適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は特記による。
- (2) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ原子力機構担当者と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- (4) 原則として、適用基準等は設計開始時における最新版を用いるものとする。

2.3 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 原子力機構の文書による指示、回答
- (2) 工事仕様書
- (3) 図面
- (4) 設計内訳書

2.4 官公署その他への届出手続等

- (1) 当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた受注者（以下「受注者」という。）は、工事の着手、施工及び完成にあたり、受注者の行うべき関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な申請、届出、手続等について、受注者の負担と責任において遅滞なく行う。
- (2) (1)の申請、届出、手続等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に原子力機構監督員（以下「監督員」という。）に報告する。
- (3) 原子力機構が行う官公庁等に対する工事に必要な手続きのうち、原子力機構から協力依頼のあるものについては協力する。
- (4) 本仕様書に定める試験、検査の他、原子力機構が受検する官公庁等の諸検査について協力、助勢を行う。

2.5 建設業退職金共済制度への加入

- (1) 建設業退職金共済制度に加入し適切に運用すること。また、掛金収納書（契約者が発注者へ）及び共済証紙購入額計算表（共済証紙購入の考え方）を監督員に提出すること。また、契約の増額変更等により追加購入した場合は、都度提出する。
- (2) 契約締結当初は建退共制度の対象労働者を雇用しない等、収納書等の提出が困難な場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面にて監督員に申し出る。

- (3) 取納書等の提出ができない等又は共済証紙を追加購入しなかった場合は、その理由を書面にて監督員に申し出る。

2.6 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

- (1) 本工事において、工事实績情報サービスに登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受ける。
- (2) 登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。

2.7 下請業者の届出等

あらかじめが指定した業者あるいは品目仕様については、原則として代替を認めない。下請業者については、主要資材製造所を含めるものとする。メーカーリスト及び製作仕様書の提出は、別途監督員の指示による。

2.8 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を原子力機構が指定した場合は、その履行方法の使用について監督員と協議しなければならない。

2.9 書面の書式及び取扱い

- (1) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、原子力機構の様式によるほか、書面の媒体（紙・電子）については、監督員の指示に従う。
- (2) 仕様書において書面により行わなければならないこととされている承諾、指示、協議、報告及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき作成し、施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員に提出するとともに、施工体制台帳を工事現場に備える。施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。なお、当該工事に関する工事現場の施工体制を情報通信技術の利用により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムの利用など）を講じている場合は施工体制台帳の写しの提出を要しないものとする。

2.10 設計図書等の取扱い

- (1) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
- (2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。

2.11 機微情報の管理

- (1) 発注図書を含む契約書を除き、原子力機構より貸与された埋設図、配置図、建家等図面及び工事写真並びにその関係資料及びデータ類については機微情報扱いとし、工事終了後速やかに原子力機構へ返却する。
- (2) 原子力機構より提出又は貸与された全ての文書及びデータ並びに受注者が取扱う全ての

文書及び電子データは、受注者の責任において第三者に流出することを防止すると共に、情報管理を徹底する。

- (3) 機微情報を扱うコンピュータ類については、ファイル交換ソフトウェアのインストールを禁止する。

2.12 疑義に対する協議等

- (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

2.13 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は工法を多少変更する若しくは施工上で当然必要と認められる軽微な変更については、受注者の負担において誠実に施工する。

2.14 工事中設備の設置

工事に必要な仮設建物、電気、水、通信設備等の工事中設備の設置については、あらかじめ監督員と協議するものとし、すべて受注者の負担と責任において準備する。工事完了後は速やかに撤去し現状復旧する。

2.15 工事の一時中止に係る事項

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。

- (ア) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (イ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (ウ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

2.16 工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出する。

2.17 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

3. 工事関係図書

3.1 実施工程表

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、原子力機構の承諾を受ける。
- (2) 実施工程表の作成にあたっては、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 契約書に基づく条件変更又は他の事由により実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに變更し、速やかに監督員へ提出する。
- (4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、原子力機構の承諾を受けるとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (5) 監督員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督員に提出する。
- (6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

3.2 施工計画書

- (1) 工事の着手に先立ち、工事の計画をまとめた施工計画書を作成し、原子力機構の承諾を受ける。
- (2) 施工計画書の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 当該工事の着手に先立ち、工事安全、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書、試験計画書、検査要領書、その他工事に必要な計画書等（以下「施工計画書等」という。）を作成し、原子力機構の承諾を受ける。なお、軽微な作業等の施工計画書等については、次の事項を記載すること。ただし、監督員の承諾を得たうえで、記載内容の一部省略をすることができるものとする。
 - ① 工事概要
 - ② 計画工程表
 - ③ 現場組織表
 - ④ 安全管理
 - ⑤ 指定機械
 - ⑥ 主要資材
 - ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - ⑧ 施工管理計画
 - ⑨ 品質計画
 - ⑩ 緊急時の体制及び対応
 - ⑪ 交通管理
 - ⑫ 環境対策
 - ⑬ 現場作業環境の整備
 - ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - ⑮ その他
- (4) 施工計画書等の作成にあたっては、作業員の技量・必要資格を確認し、当該作業に適合していることを確認する。
- (5) 施工計画書等の内容を変更する必要がある場合（品質計画以外の軽微なものを除く。）は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう速やかに改訂版を提出し原子力

機構の承諾を受ける。

- (6) 工事の施工にあたり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物及び躯体埋設配管、地中埋設配管等に対して、支障をきたさないよう別途監督員が提示する既設設備又は埋設物等の損傷防止のための原子力機構の基準、要領等に基づき探査方法、施工方法等を検討、監督員と協議し、原子力機構の承諾を受けること。また、その内容については、該当する施工計画書等に反映する。

3.3 施工図等

- (1) 施工図、製作図等は工事の施工又は製作に先立ち作成し、原子力機構の承諾を受ける。ただし、あらかじめ原子力機構の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 施工図、製作図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整のうえ、十分検討する。
- (3) 施工図、製作図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう速やかに改訂版を提出し原子力機構の承諾を受ける。

3.4 リスクアセスメント

当該工事の着手に先立ち、リスクアセスメントを実施し、その結果（作業シート）を、監督員に提出する。

なお、リスクアセスメント要領及び様式等は別途監督員より提示する。

3.5 工事の記録等

- (1) 工事の全般的な経過及び実績を記載した書面を作成する。また、監督員の指示により、工程実績表、出来高調書、その他必要となる図書等を作成する。
- (2) 監督員が指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。
- (3) 工事の施工にあたり、試験、検査を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- (4) 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を漏れなく整備する。
 - (ア) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - (イ) 工事の施工による隠ぺい等で、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合
 - (ウ) 一工程の施工を完了した場合
 - (エ) 適切な施工であることの証明を監督員から指示された場合
 - (オ) 施工計画書等の品質計画において計画した事項
 - (カ) 改修工事等における既設建家等の現況記録（現況写真等）
- (5) 工事写真の撮影対象は、特記による。特記がなければ、営繕工事写真撮影要領（国営建技第13号）を基本とし、必要に応じ監督員と協議する。
- (6) 工事の記録について請求されたときは、速やかに監督員へ提示又は提出する。

4. 工事現場管理

4.1 安全文化の醸成

- (1) 機構が実施する「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動」に協力すること。活動施策を以下に示す。
 - ① 安全確保を最優先とする。
 - ② 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。
 - ③ 現場を重視し、リスクの低減を目指した保安活動に努める。

4.2 周辺公衆への影響について

原子力機構の業務は特殊性に富んでいるため事故、火災等を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものとなることを認識し、安全衛生管理には特に注意を払うこと。また、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等についても、通常において見られないものであれば外部に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法、対策等について原子力機構と綿密に協議する。

工事に起因する第三者の苦情処理及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施する。

4.3 計画外作業の禁止

原子力機構が施工計画書等にて承諾していない作業及び承諾されているが必要な手続きが実施されていない作業又は作業当日に予定されていない作業（以下「計画外作業」という。）については禁止とする。

ただし、段取り替え等により、施工計画書等の承諾及び必要な手続きは済んでいるが当日に予定されていない作業が必要となった場合のみ、該当する関係作業を一時中断し、監督員と協議のうえ承諾を得ることにより作業を実施できる。作業の再開にあたっては、再度KY及びTBMを行い作業内容、手順、注意点等について、当該作業員に周知徹底する。

4.4 施工管理

- (1) 綿密な工程を策定し、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、円滑な進捗を図ること。また、実施工程表は遅滞なく提出し、原子力機構の承諾を受ける。
- (2) 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
- (3) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員の指示の内容を周知徹底する。また、作業着手前までに、施工計画書等に記載する諸般及び遵守事項を末端の作業員まで周知徹底し、内容を理解させる。

4.5 電気保安技術者

- (1) 電気保安技術者は次により、配置は特記による。
 - (ア) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - (イ) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。

- (3) 電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

4.6 施工条件

- (1) 施工日及び施工時間は、次による。

- (ア) 休日及び夜間の作業は、原則行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。また、休日の現場事務所内作業についても同様とする。なお、休日とは土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び原子力機構創立記念日を指す。
- (イ) 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (ウ) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

- (2) (1)以外の施工条件は、特記による。

4.7 品質管理

- (1) 施工計画書等に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。
- (2) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。
- (3) 一工程の施工を完了したとき及び工程途中の各段階においては、受注者による自主検査を行う。また、原則として原子力機構検査員立会いの試験検査においては、対象物及び検査実施状況が識別できる状態表示を行うとともに、自主検査記録を提示する。
- (4) 原子力機構が実施する試験検査については、次工程開始前に受検すること。申請書及び報告書の様式等は別途監督員より提示する。
- (5) 関係法令、条例等で定められた官公庁等の立会検査及び試験は、原則として事前に予備検査及び試験を行う。
- (6) 工事の過程や検査等において不適合が発生した場合は、その名称、発生年月日、場所、発生状況、内容、原因の調査、処置方法及び処置結果を速やかに報告する。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、不適合管理要領書等を原子力機構に提出し承諾を受けるとともに、速やかに再発防止対策を策定する。
- なお、製造メーカーの不具合により品質が満足されなかった時、若しくは懸念される場合においては、必要に応じ外注先まで品質管理の監査を実施することがある。
- (7) 原子力機構へ提出が要求されない品質記録データ等に関しては、保証期間内において保管する。また、保証期間を過ぎて保管する場合は、受注者又は製造メーカーの社内基準によるものとする。
- (8) 施工及び検査に用いる測定機器、装置、設備及び治工具は機能及び精度を有したものとし、機能を維持するための適切な保守点検を実施する。また、それらの校正記録、試験成績書等を整備する。

4.8 施工中の安全確保

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（令和元年9月2日付け 国土交通省告示第496号）及び、建築工事安全施工技術指針（平成7年5月25日付け 建設省営監発第13号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害

及び事故の防止に努める。また、リスクアセスメントを踏まえた対策についても留意する。

- (2) 同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。
- (3) 自然災害気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。

4.9 防火対策

- (1) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気使用作業とする。火気等の取扱いに十分注意するとともに、器具の使用前点検を実施する。
- (2) 火気使用作業時は、適切な消火設備、防火養生を設けるとともに、火気監視員の配置や可能な限り散水を継続実施するなど、火災の防止措置を講ずる。また、残火確認を実施する。火災予防対策のための原子力機構の基準、要領等については、別途監督員より提示する。なお、火災により生じた損害は、すべて受注者の責任とする。

4.10 交通安全管理

- (1) 工事材料等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。また、届出、申請等の対応については、受注者の負担と責任において遅滞なく行う。
- (2) 路面の損傷、汚損防止に配慮するとともに、現場周辺の交通に配慮し第三者へ損害を与えないよう注意する。
- (3) 紛争、事故等が生じた場合は、受注者の負担と責任において解決する。また、速やかに事故等の発生日時、場所、原因、被害者情報、対応状況等を監督員に報告する。

4.11 災害等発生時の安全確保及び通報連絡

災害及び事故又は異常が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちに監督員が別途提示する通報連絡基準により、あらゆる手段で原子力機構に通報連絡する。

4.12 工事安全に関する留意事項等について

(1) 危険予知活動等

毎日の作業に先立ち必ずKY及びTBMを現場で実施するとともに、現場代理人等はその内容を確認し掲示を行う。

なお、都合により参加できなかった作業員等に関しても、漏れなくTBM及びKYを実施する。

(2) 危険を伴う作業の事前確認

労働安全衛生法、同施行令により作業主任者を選任すべき作業又は潜在的な危険が想定される作業においては、労働災害を防止するための保護具及び設備等の準備、点検、作業主任者又は監視員等の配置、その他必要な事項について、事前に確認を行う。

なお、各作業における原子力機構の基準、要領等については、別途監督員より提示する。

(3) 工事区画の実施

工事区画による立入規制や安全確保のために必要な施策、周知を適切に行い、災害の発生防止に努める。

(4) 玉掛け作業

玉掛け作業は「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」（基発第96号）を遵守して行う。

(5) 枠組足場

枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（基発1226第2号）による設置を原則とする。

(6) 電気工事における注意事項

高圧での活線作業は禁止とし、活線部近接作業についても原則として行わない。低圧での活線作業についても原則として禁止とするが、やむを得ず活線作業及び活線部近接作業が必要なときは、必ず事前に原子力機構と施工前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講じ、原子力機構の承諾を得て作業を行うこと。

(7) 安全掲示板について

安全掲示板等を見やすい場所に設置し、安全目標や作業規制、通報連絡系統、その他必要な周知事項について掲示し、作業員全員へ周知を行う。

4.13 工事現場に掲げる標識

(1) 建設業法、同施行規則に基づき、「建設業の許可票」を公衆の見やすい場所に掲示する。

(2) 労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則に基づき、「労災保険関係成立票」を事業場の見やすい場所に掲示する。

(3) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、「施工体系図」を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示する。

(4) 建設業法施行規則に基づき、「下請負人に対する通知」を工事現場の見やすい場所に掲示する。

(5) 「建退共制度改善方策について」（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和6年12月13日閣議決定）に基づき、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を工事現場の見やすい場所に掲示する。

(6) 監督員が別途提示する通報連絡基準に基づき提示する「原子力機構の緊急時通報連絡体系図」等を工事現場の見やすい場所に掲示する。また、土木工事安全施工技術指針及び労働安全衛生規則に基づく「緊急時連絡表」を事務所、詰所等の見やすい場所に掲示する。

(7) 労働安全衛生法、同施行令及び規則に基づき、「作業主任者の氏名及び職務」を作業場の見やすい場所に掲示する。

(8) 建築基準法、同施行規則に基づき、「建築基準法による確認図表示板」を工事現場の見やすい場所に掲示する。

(9) その他、関係法令規則等に則り必要に応じて、工事現場の見やすい場所に掲示する。

4.14 発生材の処理等

(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。

なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活

用を行う場合は、監督員と協議する。

(2) 発生材の処理は、次による。

(ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。

なお、引渡しを要するものは、監督員の指示を受けた場所に保管し、保管したものの調書を作成して監督員に提出する。

(イ) 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。

(ウ) 発生材のうち、工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。

なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督員に提出する。

(エ) (ア)から(ウ)まで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督員に報告する。

(3) 工事現場外に搬出処理する発生材は、搬出に先立ち、収集運搬業者及び処理業者の許可証及び契約書の写し、運搬ルート情報等を明確にした建設副産物処理計画書を監督員に提出する。

処理完了後は産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し（建設発生土の場合は処分地及び数量が証明できる資料）及び状況写真、種類別の排出量集計表、その他必要事項を纏めた建設副産物処理報告書を監督員に提出する。

なお、発生材の発生が僅少である工事等については、監督員と協議することができるものとする。

4.15 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。

4.16 工事目的物等の管理

(1) 受注者は竣工検査に合格し、原子力機構への引渡し完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、原子力機構がその工事目的物に別途工事、作業を行うときは、協力する。

(2) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。

4.17 後片付け

工事の完成にあたり、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

5. 施工

5.1 施工

(1) 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書等、施工図等に基づくこと。

5.2 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。

なお、確認及び報告は、原子力機構の承諾を受けた者が行う。

5.3 施工の検査等

- (1) 設計図書に定められた場合又は5.2「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督員の検査を受ける。
- (2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。
- (4) 測定値を合否判定に用いる場合には、測定機器は定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を明確にし、提出する。

5.4 施工の検査等に伴う試験

- (1) 工事前資材を調達する前に製作メーカーリスト及び製作仕様を提出し、承諾を受けること。
- (2) 試験検査要領書を提出し、承諾を受けること。
- (3) 試験検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置は、定められた期間ごと又はその使用前に校正及び調整されたものを使用すること。
- (4) 工事施工後、外観、員数、寸法、機能等が満足していることを原子力機構担当者の立会いにより確認を受けること。

6. 竣工検査

原子力機構の実施する竣工検査(一般検査及び技術検査)に合格したことをもって検収とする。

6.1 一般検査

- (1) 一般検査とは、6.2に定める技術検査以外の検査をいう。
- (2) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合とする。
 - (ア) 監督員の指示を受けた事項が全て完了している。
 - (イ) 工事関係図書の整備が、全て完了している。ただし、仕様書に定める竣工後に提出する図書製本等を除く。
- (3) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(2)の要件を満たすものとする。
- (4) (2)の通知又は(3)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (5) 一般検査に必要な資機材、労務等を提供する。

6.2 技術検査

- (1) 技術検査の内容は次による。
 - (ア) 目的物の出来栄え、寸法及び性能並びに関係図書及び試験検査記録の確認。
 - (イ) 発注者が特に必要と認めた事項。
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。
 - (ア) 6.1の(2)及び(3)に示す一般検査を行うとき。
 - (イ) 工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合、その実施する段階に到達したとき。
 - (ウ) 発注者が特に必要と認めたとき。
- (3) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (4) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

7. 契約不適合責任

検収後に品質上の不適合が発見された場合は、請負業者は直ちに手直しを無償で行うものとする。また、原子力機構は請負業者に対して是正後の保証期間の延長を求めることができるものとする。不適合対応の期間及び保証期間は契約条項によるものとする。

8. 完成時の提出図書

工事完成時の提出図書は、特記による。

9. 週休2日促進工事

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。

(1) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

①受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

1)対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が2日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

②受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評価から点数を減ずる措置を行うものとする。

1)対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

2)対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。

- ③「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- ④「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による1日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- (2) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- (3) 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

II. 特記事項

1. 工事仕様

(1) 換気空調設備工事

① 機器撤去、新設

- ・ 冷房専用パッケージ型エアコン ACP-1～ACP-4 の室内機、室内機を撤去し、冷暖房仕様パッケージ型エアコンを設置する。
- ・ パッケージ型エアコンの既設冷媒配管は経路変更箇所を除き再使用する。
- ・ 2FL 屋上に設置している ACP-1,ACP-4 の既設室外機を撤去し、新規室外機を 1FL 屋上に設置する。
- ・ 会議室(1)(2)に冷暖房仕様パッケージ型エアコン ACP-5 を新設する。
- ・ ACP-3 (多目的ホール用エアコン) の室内機はデマンド管理用の制御用端子を有する機種であること。(デマンド信号入力仕様 無電圧 a 接点入力)
- ・ ACP-3 (多目的ホール用エアコン) の室内機はフィルター自動昇降機能を有する機種であること。
- ・ 既設真空式温水器を撤去し、新規真空式温水器を設置する。
- ・ 真空式温水器に接続する配管、ケーブルは再使用とする。
- ・ 既設密閉式膨張タンクを撤去し、新規密閉式膨張タンクを設置する。
- ・ 密閉式膨張タンクに接続する配管、ケーブルは再使用とする。
- ・ 既設温水循環ポンプおよび加圧給水ポンプユニットを撤去し、新規温水循環ポンプおよび加圧給水ポンプユニットを設置する。
- ・ 温水循環ポンプおよび加圧給水ポンプユニットに接続する配管、ケーブルは再使用とする。
- ・ 既設エアハンドリングユニット (外調機) ACU-1 の高圧スプレー加湿器の交換を行う。

② 総合調整

- ・ 更新後の空調機器、真空式温水器等の試運転調整を行う。
- ・ 連動運転、連動停止等の自動制御設備でシーケンスが設定されている機器の作動状態の確認を行う。

2. 機器仕様

① パッケージ型エアコン

- 1) 製造者標準仕様その他、以下による。
 - ・ 室外機には防雪フードを設けること。
 - ・ 室外機は防振架台を設けること。

② 真空温水器

- 1) 製造者標準仕様その他、以下による。
 - ・ 使用燃料は灯油とする。

下記又は、同等以上の品質を有するものを選定し、機構の承認を得るものとする。

主要機器・材料	機器材料製造者一覧表
パッケージ形空調機	ダイキン工業(株)、三菱電機(株)、日立グローバルライフソリューションズ(株)
真空式温水器	昭和鉄工(株)、三浦工業(株)

密閉式膨張タンク	ホーコス(株)、(株)ベルテクノ
温水循環ポンプ 加圧給水ポンプユニット	(株)川本製作所、(株)荏原製作所、(株)テラル
パネルヒーター	旭イノボックス(株)、インターセントラル(株)

3. 検査及び試験

1) 検査及び試験について

検査範囲及び実施項目等の必要条件を明確に記載した要領書を作成し、機構工事監督員の確認を受けた後、要領書の記載内容に沿って実施する。

なお、要領書に記載する項目を以下に示す。

- ① 実施時期
- ② 適用範囲，検査目的
- ③ 検査対象物
- ④ 検査立会いの要否及び程度
- ⑤ 検査の範囲、方法
- ⑥ 判定基準
- ⑦ 合格による処置
- ⑧ 検査実施場所
- ⑨ 検査員に必要な知識、技能、備えるべき資格
- ⑩ 適用又は準用する法令、規格、基準
- ⑪ 記録項目

2) 検査対象物

- ① 機器類(各空調機器、ポンプ類等)
- ② 配管(継手類を含む)
- ③ 基礎類

3) 検査項目区分

試験検査区分を以下「試験検査区分表」に示す。なお、その他必要な検査については原子力機構工事監督員と協議によるものとする。

試験検査区分表

試験検査対象項目 (現地検査)	受入検査	据付外観検査	据付寸法検査	漏洩検査	絶縁抵抗試験	性能試験	備考
パッケージ型エアコン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
真空温水器	◎	◎	-	◎	◎	○	
密閉式膨張タンク	◎	◎	-	◎	◎	○	
温水循環ポンプ 加圧給水ポンプユニット	◎	◎	-	◎	◎	○	
パネルヒーター	◎	◎	-	◎	◎	○	
エアハンドリングユニット	◎	◎	-	◎	◎	○	
基礎・土間コンクリート類	○	◎	◎	-	-	-	

凡例

- ◎：立会検査（JAEA、請負者にて検査実施）
- ：書類検査（JAEA、請負者にてメーカーの社内検査試験成績表による書類検査実施）

4) 検査及び試験における方法及び判定基準

各々の検査及び試験における方法及び判定基準については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」に該当項目とするが、該当項目が無い場合については、原子力機構工事監督員と協議のうえ要領書を作成し、原子力機構工事監督員の確認後に実施すること。

5) 検査及び試験における報告

検査実施結果をまとめたものを検査終了後速やかに検査報告書として提出すること。

4. 適用基準等

(1) 適用法令

- ・ 建築基準法、耐震改修促進法、建設業法、消防法、同施行令及び関係諸法規
- ・ 労働基準法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法、クレーン等安全規則
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱、建築工事安全施工技術指針、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、公害対策防止法、騒音規制法、国等による環境物品等の調達の推進等に関

する法律(グリーン購入法)、エネルギーの使用合理化に関する法律(省エネ法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、北海道条例、幌延町条例

・その他、関係法令、条例等

(2) 適用規格、基準

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図」
- ・日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」
- ・日本産業規格（JIS）及び関係規格
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」
- ・空気調和・衛生工学会「空気調和・衛生工学便覧」
- ・日本機械学会「機械工学便覧」
- ・原子力機構規定、規則、標準等
- ・その他関係学会基準及び協会基準等

5. 提出書類

表1に提出図書等を示す。

竣工図書の電子データは、電子記録媒体（CD又はDVDなど）で納品とし、竣工図書にディスク収納ポケットを張付けて収納すること。

工事写真及び竣工写真の撮影にデジタルカメラを使用する場合には、画像の加工編集は認めない。また、解像度は100万画素以上とする。ただし、原子力機構の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正は認める。

表1 提出図書等

図書名	部数	提出先	備考
(契約時)			
工事請負契約書	※	契約担当課	
その他	※	〃	契約部署の指示による
(契約直後)			
工事着工届	1	工事担当課	監督員による確認を受けたのちに提出
現場代理人届（経歴書共）	1	〃	監督員による確認を受けたのちに提出 変更となる場合は、（変更）版を提出
主任(監理)技術者届（経歴書共）	1	〃	〃
約定工程表	1	〃	監督員による確認を受けたのちに提出 工期変更を伴う場合は、（変更）版を提出 週休2日促進工事は現場閉所予定日を記載
建設業退職金共済制度の掛金収納書	1	〃	監督員による確認を受けたのちに提出
現場責任者等教育受講申請書	※	※	原子力機構各拠点の規則に基づき、監督員の指示による
(工事中)			
緊急連絡体制	1	〃	緊急時通報連絡体系図等は、監督員より別途提示する。
施工体制台帳	1	〃	写しを提出

施工体系図	1	〃	写しを提出
実施工程表	1	〃	全体工程表 週休2日促進工事は現場閉所日を記載
中小受託事業者の届出について	1	〃	提出を求めた範囲
主要（指定）資材承諾願	1	〃	
工事安全計画書	1	〃	施工計画書にまとめて作成可
施工計画書	1	〃	
施工図	1	〃	
機器承諾図	1	〃	
同等品使用願	1	〃	同等品を使用する場合
材料の品質等を証明する資料	1	〃	材料規格（JIS、JAS等）の証明写真で省略可（木材合法性、持続可能性の証明資料は除く）
試験・検査申請書及び報告書	1	〃	原子力機構の立会試験・検査の請求及び結果の報告
建設副産物処理計画書	1	〃	発生材（建設発生土を含む）の処分計画
工程表（月間、週間工程等）	1	〃	監督員の指示による 週休2日促進工事は現場閉所日を記載
打合せ議事録	1	〃	受注者、国、自治体等の外部機関と性能・機能に関する取決めを行った場合、設定の考え方を記載し、相互の確認を得ること。
原子力機構各拠点規則による工事図書	※	※	原子力機構各拠点の規則に基づき、監督員の指示による
その他	※	〃	監督員の指示による
（完成時）			
支払内容通知書 兼 竣工届・請求書	1	工事担当課	
取扱説明書	※	〃	
建設副産物処理報告書	1	〃	発生材（建設発生土を含む）の処分報告
保証書	※	〃	
竣工図書	※	〃	竣工検査時に原図等を確認し、製本版（A4黒表紙金文字）は竣工後14日以内に提出
工事写真	※	〃	竣工写真を含む
電子データ（竣工図、施工図、写真）	※	〃	DVD-R等、電磁的記録媒体を竣工図書に添付
工事实績情報登録資料（完成時）	—	〃	登録後は速やかに提出
その他	※	〃	監督員の指示による

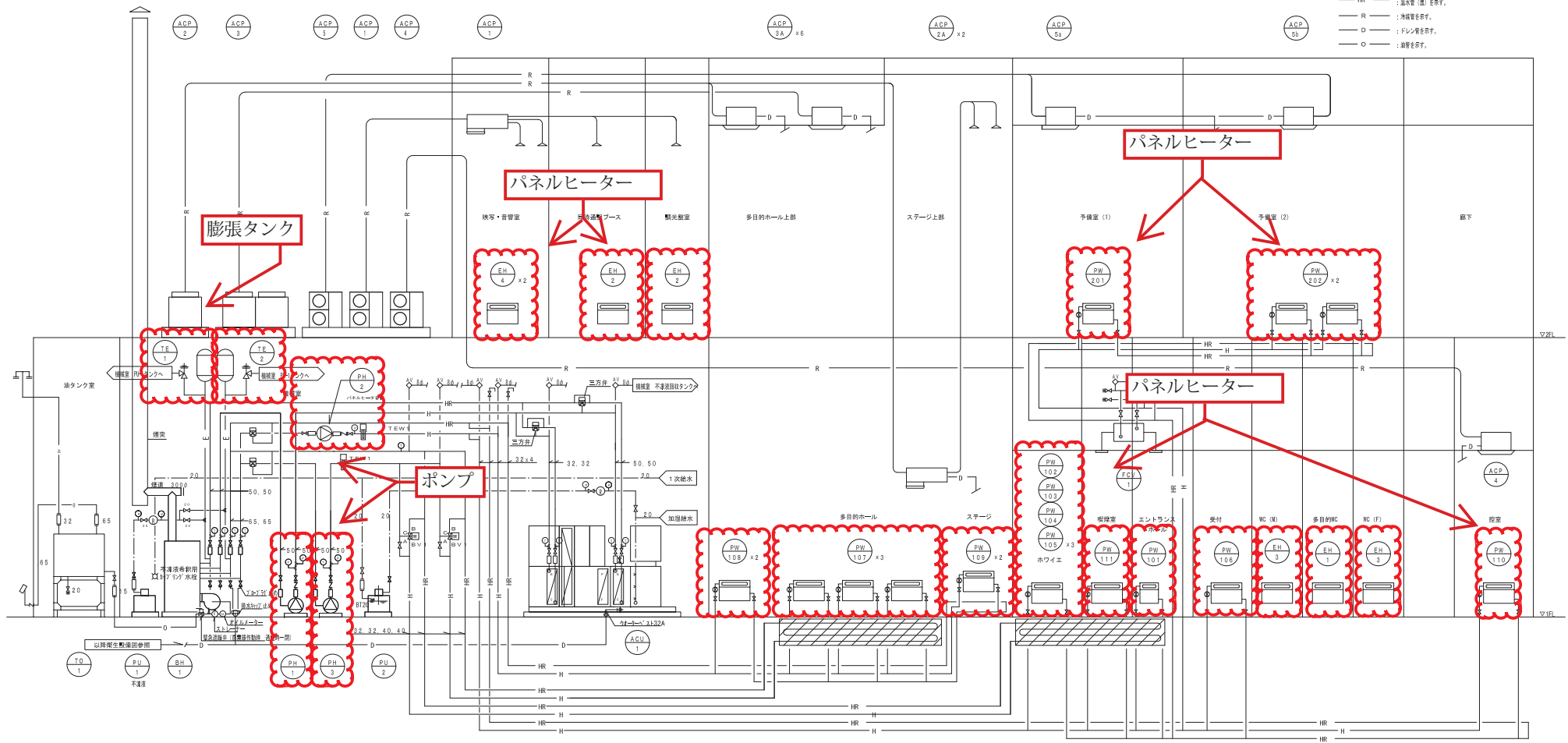
※：原子力機構の指示による。（部数には返却分を含めていない。）

更新前						
機器番号	機器名称	機器仕様	設置場所	電源	台数	備考
ACP-1	パッケージ形エアコン	屋外機 耐塩害仕様 空気熱源冷房専用型 冷房能力:7.1kW その他:冬季養生カバー、架台H500	屋上	三相 200V	1	三菱電機住環境システムズ(株) MPDZ-P80FL
		屋内機 型式:天井ビルトイン形 冷房能力:7.1kW その他:リモコンスイッチ、ドレンポンプ	映写・音響室	単相 200V	1	
ACP-2	パッケージ形エアコン	屋外機 耐塩害仕様 空気熱源冷房専用マルチ型 冷房能力:22.4kW その他:冬季養生カバー、スプリング防振架台	屋上	三相 200V	1	三菱電機住環境システムズ(株) PUHY-P224CM-E1
		屋内機 型式:天井ビルトイン形 冷房能力:9.0kW その他:ドレンポンプ、リモコンスイッチ	ステージ	単相 200V	2	三菱電機住環境システムズ(株) PDFY-P90M-E1
ACP-3	パッケージ形エアコン	屋外機 耐塩害仕様 空気熱源冷房専用マルチ型 冷房能力:50.0kW その他:冬季養生カバー、スプリング防振架台	屋上	三相 200V	1	三菱電機住環境システムズ(株) PUHY-P500CM-E1
		屋内機 型式:天井埋込カセット形 吹出し4方向 冷房能力:8.0kW その他:昇降パネル付、ドレンポンプ、リモコンスイッチ	多目的ホール	単相 200V	6	三菱電機住環境システムズ(株) PLFY-P80BM-E1
ACP-4	パッケージ形エアコン	屋外機 耐塩害仕様 空気熱源冷房専用型 冷房能力:3.6kW その他:冬季養生カバー、架台500H	屋上	三相 200V	1	三菱電機住環境システムズ(株) MPLZ-P40LG
		屋内機 型式:天井埋込カセット形 吹出し2方向 冷房能力:3.6kW その他:ドレンポンプ、リモコンスイッチ	控室	単相 200V	1	
ACU-1	ユニット型空調機(外調機)	エアークハンドリングユニット(運気ファン組込形) 送風機(SA):風量:6.630m ³ /h 機外静圧:230Pa 電動機:5.5kW 送風機(RA):風量:5.070m ³ /h 機外静圧:160Pa 電動機:2.2kW 加熱コイル(プレ):コイル:4列 加熱能力:18.6kW 入口温度:70℃ 出口温度:63℃ 加熱コイル(メイン):コイル:4列 加熱能力:51.7kW 入口温度:70℃ 出口温度:63℃ 全熱交換機:回転式 全熱交換効率: %以上 電源容量:0.4kW 加湿器:高圧水スプレー式 フィルター:エアフィルター(質量法80%以上) 24時間換気(1,300m ³ /h)	機械室	三相 200V	1	木工工機株式会社:AC2-100SAK07-C
BH-1	温水機	真空式温水機 暖房2回路 最高使用圧力:490kPa 暖房能力:204kW 回路1(直接・床暖房系統) 加熱能力:114kW 温水:167ℓ/min 出口温度:70℃ (GDブライン950 不凍液40%系統) 回路2(ユニット形空調機系統) 加熱能力:90kW 温水:152ℓ/min 出口温度:70℃ (GDブライン 不凍液40%系統) 使用燃料:灯油 27.4ℓ/h	機械室		1	昭和鉄工株式会社:SVヒーター SV-2004

更新後						
機器番号	機器名称	機器仕様	設置場所	電源	台数	備考
ACP-1	パッケージ形エアコン	屋外機 冷房能力:7.1kW 暖房能力:8.0kW 冷媒配管:液 φ9.5 ガス φ15.9 その他:銅板製防雪フード、屋外機用鋼製架台H500、防振架台、アクティブフィルタ	屋上	三相 200V	1	参考型番 ダイキン:RSRP80DTE
		屋内機 型式:天井ビルトイン形 冷房能力:7.1kW 暖房能力:8.0kW 冷媒配管:液 φ9.5 ガス φ15.9 ドレン配管:VP25 その他:吹出口アダプターφ200×3口、点検パネル、ワイヤードリモコン	映写・音響室	単相 200V	1	参考型番 ダイキン:FHBP80FB
ACP-2	パッケージ形エアコン	屋外機 冷房能力:22.4kW 暖房能力:25.0kW 冷媒配管:液 φ9.5 ガス φ19.1 その他:銅板製防雪フード、屋外機用鋼製架台H500、防振架台、アクティブフィルタ	屋上	三相 200V	1	参考型番 ダイキン:RTSP224DB
		屋内機 型式:天井ビルトイン形 冷房能力:9.0kW 暖房能力:10.0kW 冷媒配管:液 φ9.5 ガス φ19.1 ドレン配管:VP25 その他:吹出口アダプターφ200×3口、点検パネル、ワイヤードリモコン、現地接続キット	ステージ	単相 200V	2	参考型番 ダイキン:FXYSP90EB
ACP-3	パッケージ形エアコン	屋外機 冷房能力:50.0kW 暖房能力:56.0kW 冷媒配管:液 φ15.9 ガス φ28.6 その他:銅板製防雪フード、屋外機用鋼製架台H500、防振架台、アクティブフィルタ	屋上	三相 200V	1	参考型番 ダイキン:RTSP500DB
		屋内機 型式:天井埋込カセット形 吹出し4方向 冷房能力:7.1kW 暖房能力:8.0kW 冷媒配管:液 φ9.5 ガス φ15.9 ドレン配管:VP25 その他:化粧パネル(昇降型)、ワイヤードリモコン、現地接続キット	多目的ホール	単相 200V	6	参考型番 ダイキン:FXYFP71NB
ACP-4	パッケージ形エアコン	屋外機 冷房能力:3.6kW 暖房能力:4.0kW 冷媒配管:液 φ6.4 ガス φ12.7 その他:銅板製防雪フード、屋外機用鋼製架台H500、防振架台、アクティブフィルタ	屋上	三相 200V	1	参考型番 ダイキン:RSRP40DTE
		屋内機 型式:天井埋込カセット形 吹出し2方向 冷房能力:3.6kW 暖房能力:4.0kW 冷媒配管:液 φ6.4 ガス φ12.7 ドレン配管:VP25 その他:化粧パネル、ワイヤードリモコン	控室	単相 200V	1	参考型番 ダイキン:FHGP40GA
ACP-5	パッケージ形エアコン	屋外機 冷房能力:16.0kW 暖房能力:18.0kW 冷媒配管:液 φ9.5 ガス φ15.9 その他:銅板製防雪フード、屋外機用鋼製架台H500、防振架台、アクティブフィルタ	屋上	三相 200V	1	参考型番 ダイキン:RDTP160F
ACP-5a		屋内機 型式:天井埋込カセット形 吹出し1方向 冷房能力:5.6kW 暖房能力:6.3kW 冷媒配管:液 φ6.4 ガス φ12.7 ドレン配管:VP25 その他:化粧パネル、ワイヤードリモコン、現地接続キット	会議室(1)	単相 200V	1	参考型番 ダイキン:FXYKPS6EB
ACP-5b		屋内機 型式:天井埋込カセット形 吹出し4方向 冷房能力:9.0kW 暖房能力:10.0kW 冷媒配管:液 φ9.5 ガス φ15.9 ドレン配管:VP25 その他:化粧パネル、ワイヤードリモコン、現地接続キット	会議室(2)	単相 200V	1	参考型番 ダイキン:FXYFP90NB
ACU-1	ユニット型空調機(外調機)	エアークハンドリングユニット(運気ファン組込形) 送風機(SA):風量:6.630m ³ /h 機外静圧:230Pa 電動機:3.7kW 送風機(RA):風量:5.070m ³ /h 機外静圧:160Pa 電動機:1.5kW 加熱コイル(プレ):コイル:4列 加熱能力:18.6kW 入口温度:70℃ 出口温度:63℃ 加熱コイル(メイン):コイル:4列 加熱能力:51.7kW 入口温度:70℃ 出口温度:63℃ 全熱交換機:回転式 全熱交換効率:65%以上 電源容量:0.4kW 加湿器:高圧水スプレー式 フィルター:プレフィルター(質量法82%以上) 24時間換気(1,300m ³ /h)	機械室	三相 200V	1	参考型番 木工工機株式会社:AC2-100SAK07-C
BH-1	温水機	真空式温水機 暖房2回路 最高使用圧力:490kPa 暖房能力:204kW 回路1(直接・床暖房系統) 加熱能力:114kW 温水:167ℓ/min 出口温度:70℃ (GDブライン950 不凍液40%系統) 回路2(ユニット形空調機系統) 加熱能力:90kW 温水:152ℓ/min 出口温度:70℃ (GDブライン 不凍液40%系統) 使用燃料:灯油 27.4ℓ/h	機械室		1	参考型番 昭和鉄工株式会社:SVヒーター SV-2004

		工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8.5.15
		図面名称	空調設備工事 機器表	尺度	N.T.S
			国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構	図面番号	M-001

- 凡例
- : 圧力計を示す。
 - : 温度計を示す。
 - : 流量計を示す。
 - : 自動エア排水弁を示す。
 - H — : 温水管 (給) を示す。
 - HR — : 温水管 (戻) を示す。
 - R — : 冷却水管を示す。
 - D — : ドレン管を示す。
 - : 給排水弁を示す。



空調配管系統図

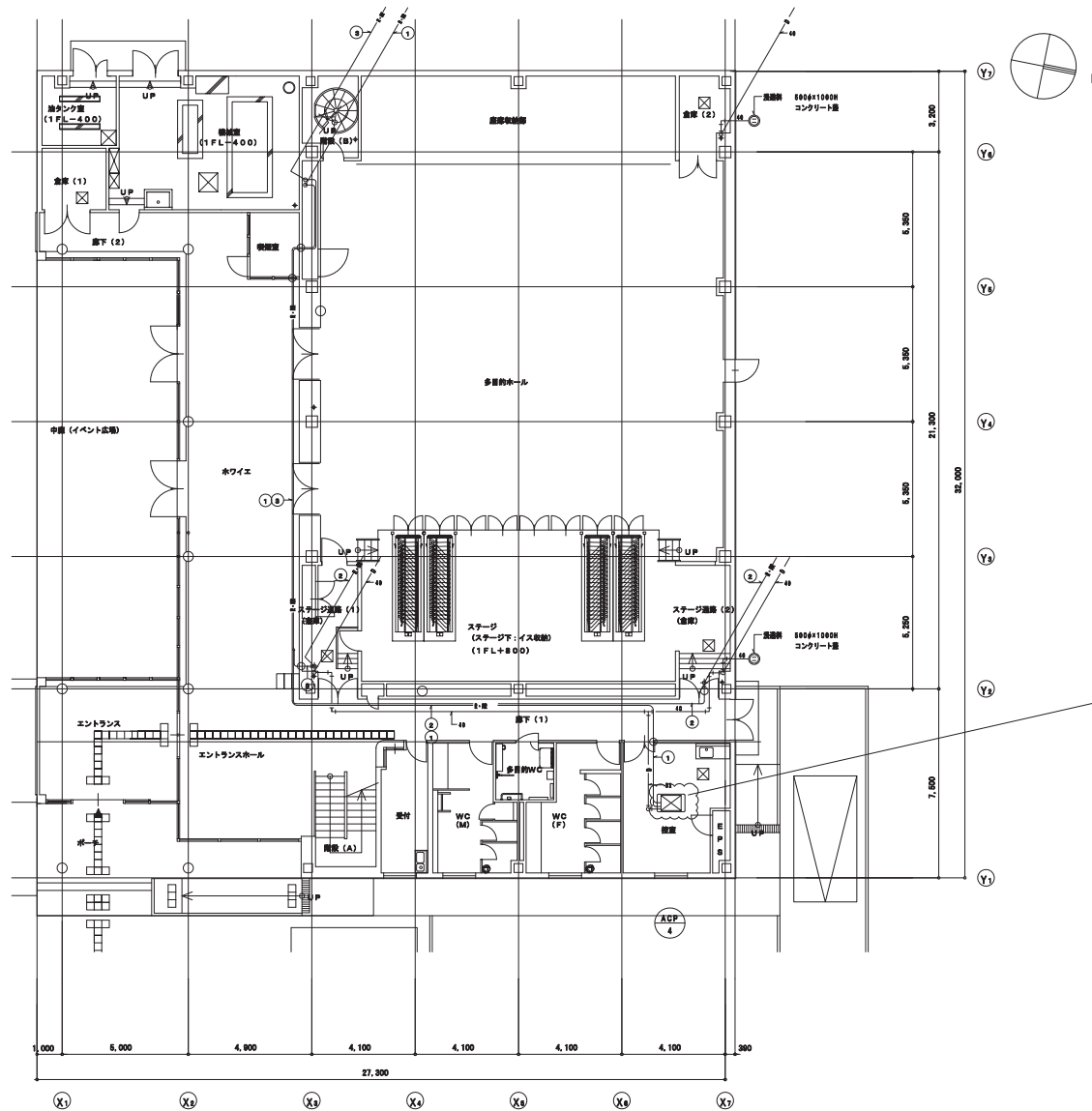
撤去更新箇所

- 注記
- ACP-1～ACP-4の空調機は機器本体の撤去更新。
 - ACP-5の空調機は新規。
 - ACU-1のユニット型空調機は、機器本体の撤去更新。
 - BH-1の温水器は、機器本体の撤去更新。

	工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8.5.19
	図面名称	空調設備工事 空調配管系統図	尺度	
			図面番号	
		国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構		M-002

注記

・冷媒配管、ドレン配管、ドレンポンプは既設再使用とする。



ACP-4(控室)
 撤去: 屋内機(天井カセット2方向形 空気熱源冷房専用)
 リモコン
 新設: 屋内機(天井カセット2方向形 冷暖切替用)
 ワイヤードリモコン、冷媒管接続用フレアジョイント

1階平面図 S:1/200

工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8.5.15
図面名称	空調設備工事 1階 既設パッケージエアコン撤去・更新範囲図	尺度	1/200(A3)
国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構		図面番号	M-003

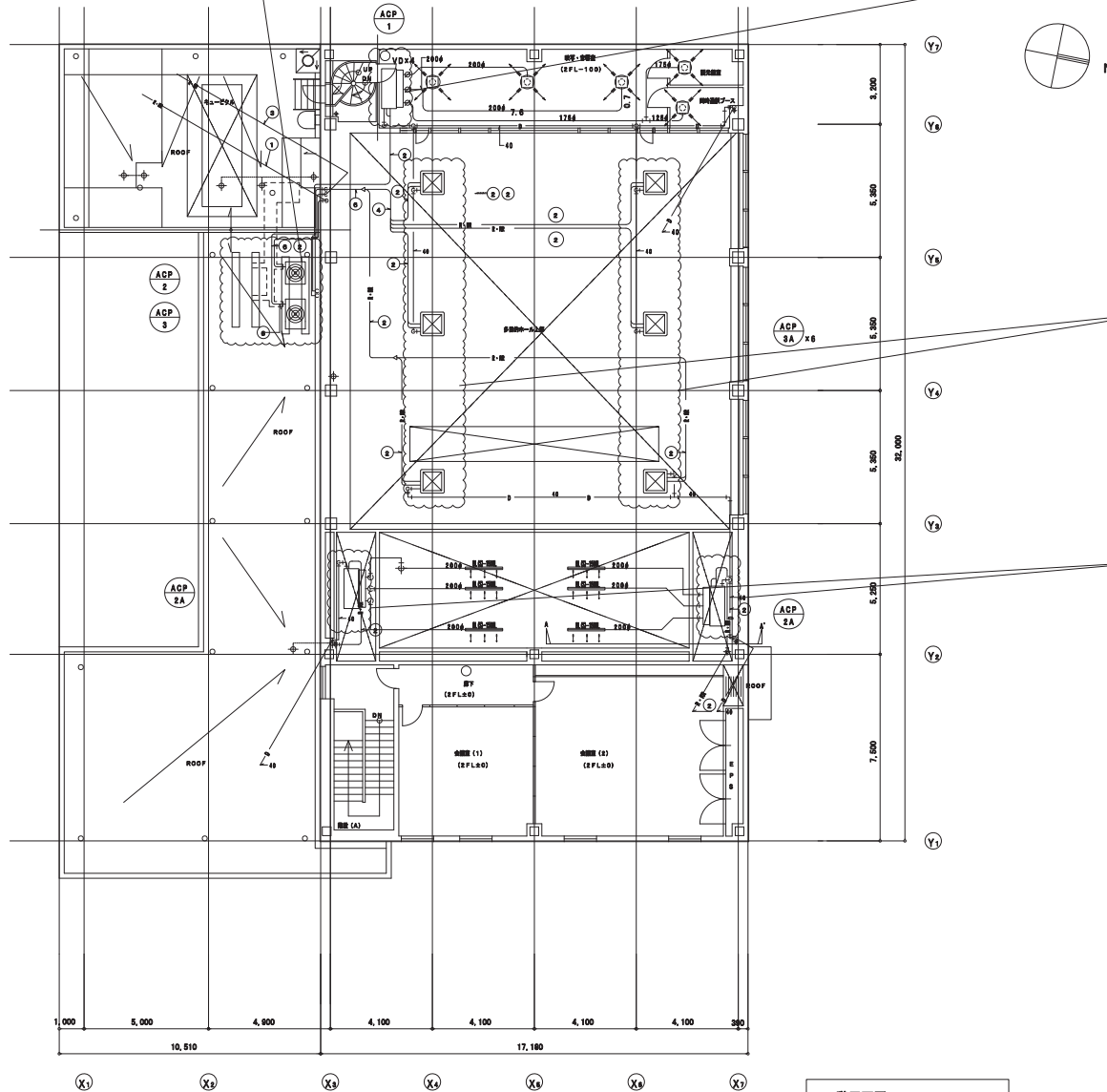
ACP-2、ACP-3屋外機
 撤去：屋外機撤去(空気熱源冷房専用)
 新設：屋外機新設(冷暖切換用)
 ACP-2、ACP-3
 既設基礎再使用
 据付用防振架台

ACP-1(2階 映写・音響室)
 撤去：屋内機(天井ビルトイン形 空気熱源冷房専用)
 リモコン
 新設：屋内機(天井ビルトイン型 冷暖切換用)
 ワイヤードリモコン、ダクト接続パネル(φ200×3口)
 冷媒配管接続用フレアジョイント

ACP-3(多目的ホール)
 撤去：屋内機(天井カセット形4方向吹出 空気熱源冷房専用)
 リモコン
 新設：屋内機(天井カセット形4方向吹出 冷暖切換用)
 ワイヤードリモコン、自動昇降パネル、冷媒配管用分岐継手
 冷媒配管接続用フレアジョイント

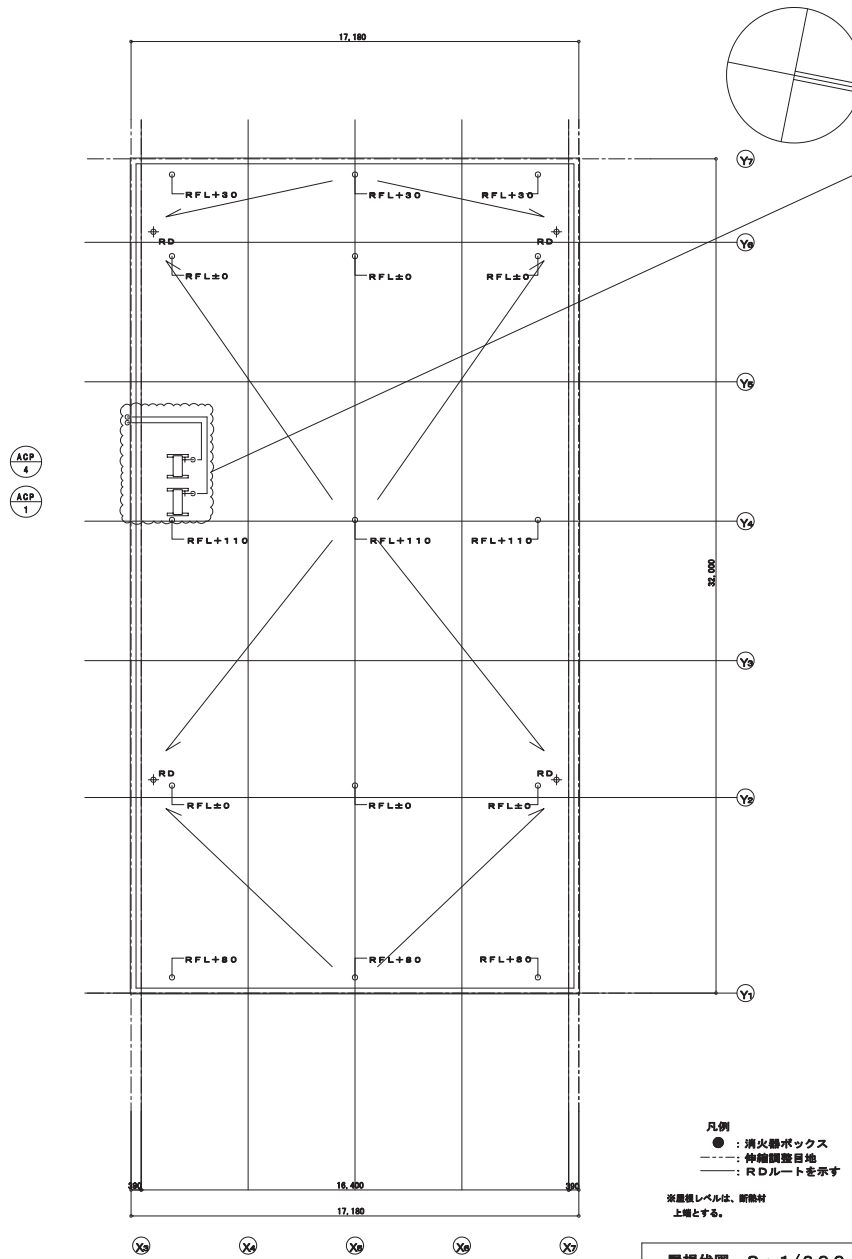
ACP-2(ステージ)
 撤去：屋内機(天井ビルトイン形 空気熱源冷房専用)
 リモコン
 新設：屋内機(天井ビルトイン型 冷暖切換用)
 ワイヤードリモコン、ダクト接続パネル(φ200×3口)
 冷媒配管接続用分岐継手、冷媒配管用フレアジョイント

注記
 ・冷媒配管、ドレン配管、ドレンポンプは既設再使用とする。



2階平面図 S:1/200

工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8.5.15
図面名称	空調設備工事 2階 既設パッケージエアコン撤去・更新範囲図	尺度	1/200(A3)
国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構		図面番号	M-004

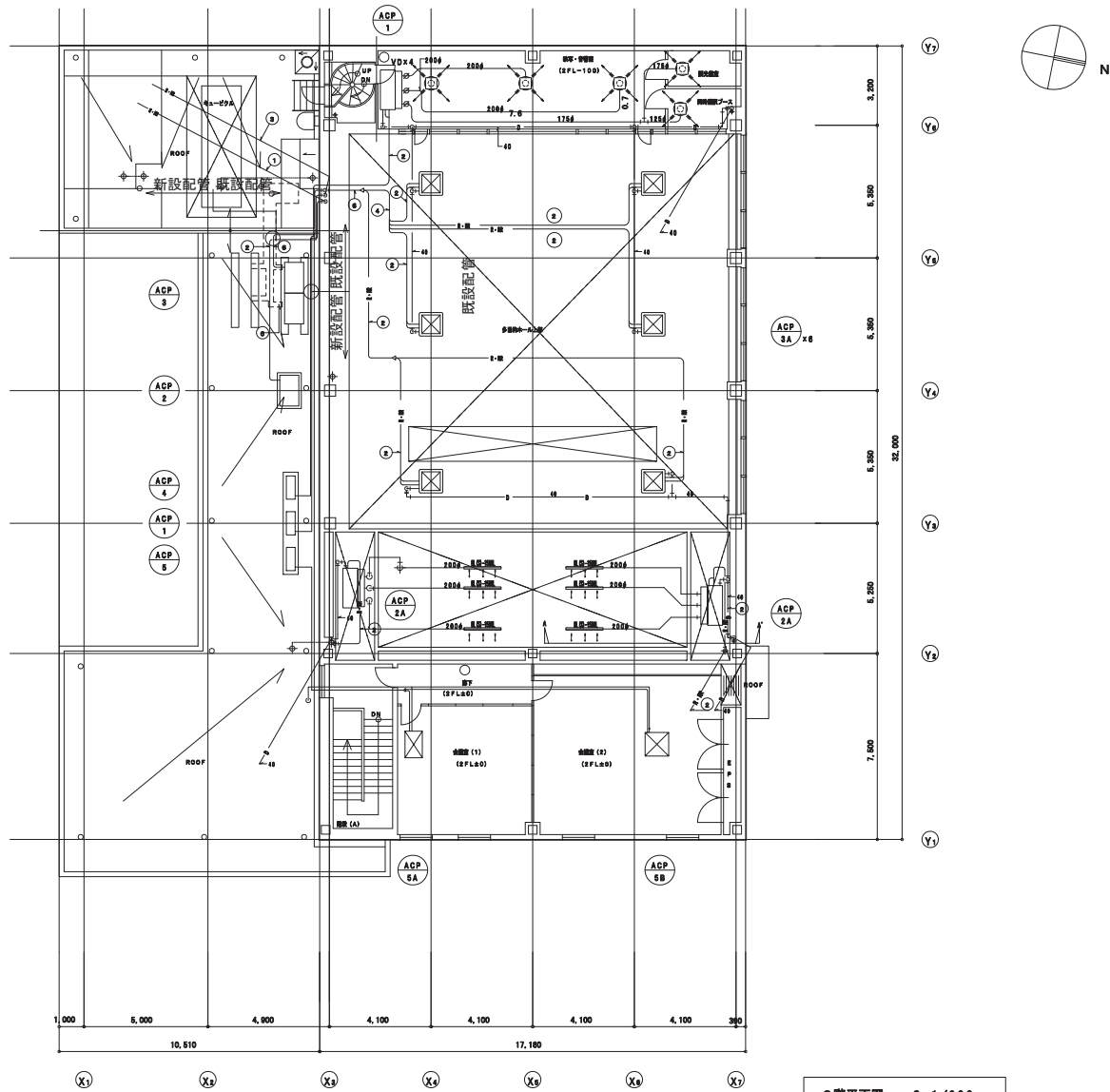


ACP-1、ACP-4屋外機
 撤去：屋外機撤去（空気熱源冷房専用）
 空調配管、配管架台

屋根伏図 S : 1/200

工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8. 5. 15
図面名称	空調設備工事 屋上 既設パッケージエアコン撤去・更新範囲図	尺度	1/200(A3)
国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構		図面番号	M-005

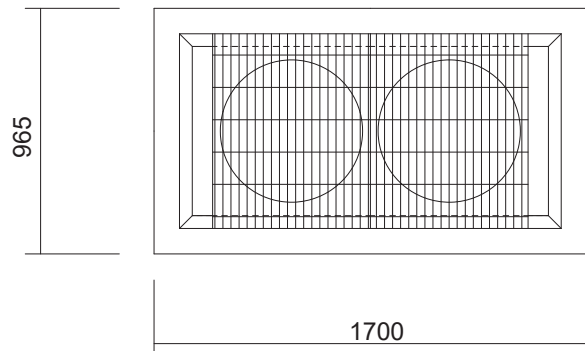
機器番号	屋外機	屋内機	屋外機基礎	備考
ACP-1	撤去更新	撤去更新	新規	基礎はACP-4、5共
ACP-2	撤去更新	撤去更新	新規	単独基礎
ACP-3	撤去更新	撤去更新	既設再使用	単独基礎
ACP-4	撤去更新	撤去更新	新規	基礎はACP-1、5共
ACP-5	新規	新規	新規	基礎はACP-1、4共



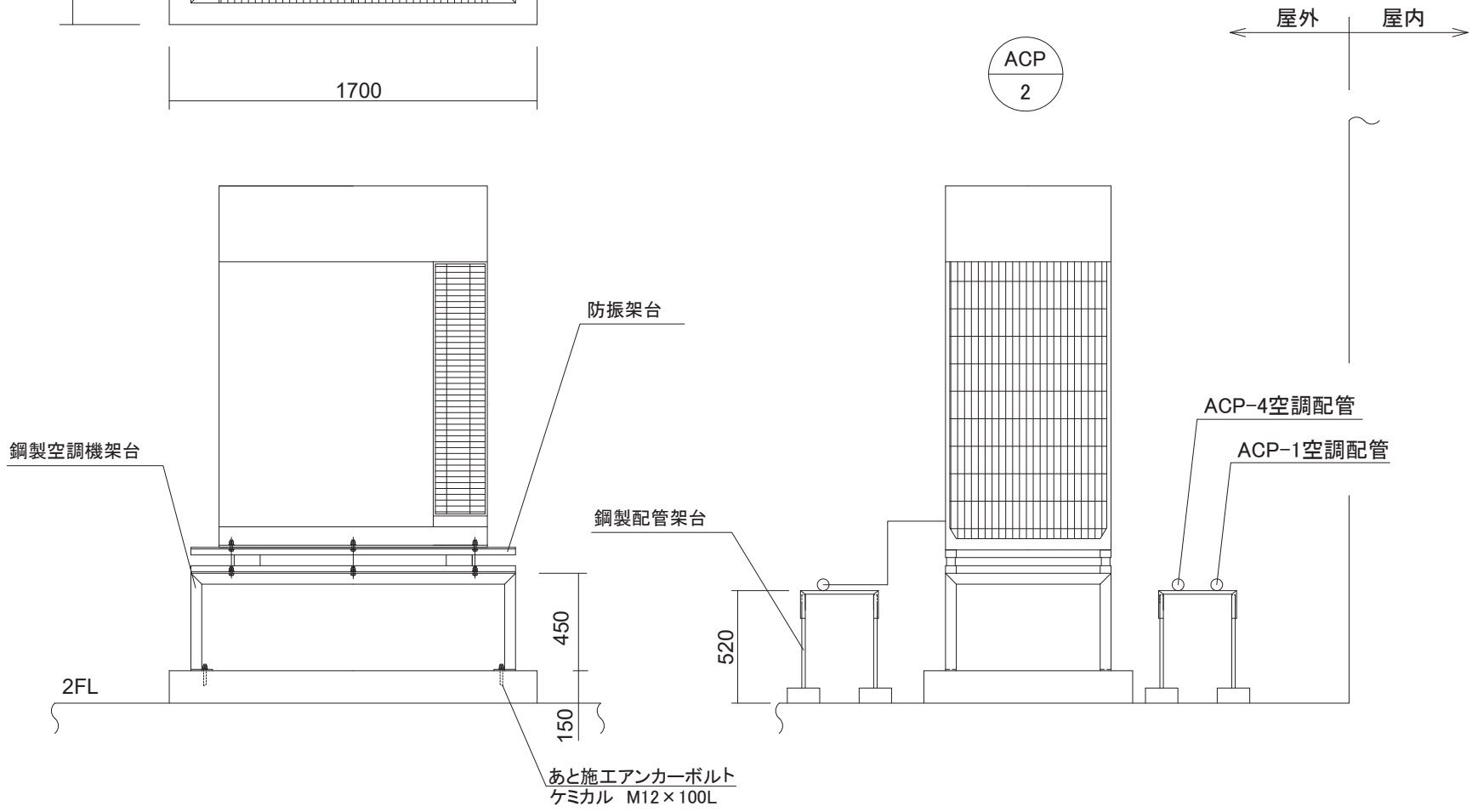
2階平面図 S: 1/200

- 一記一
- ACP-1～ACP-4までの屋外冷媒配管は銅製化粧カバーにて仕上げる。
 - ACP-5の屋外冷媒配管は樹脂製化粧カバーにて仕上げる。
 - ACP-5のドレンは1F屋上に排水をする。ドレン配管は1/100勾配とする。
 - の範囲で既設冷媒配管と新設冷媒配管を接続する。
 - 外壁のコア抜きはφ100とする。仕上げは防水処理を施すこと。

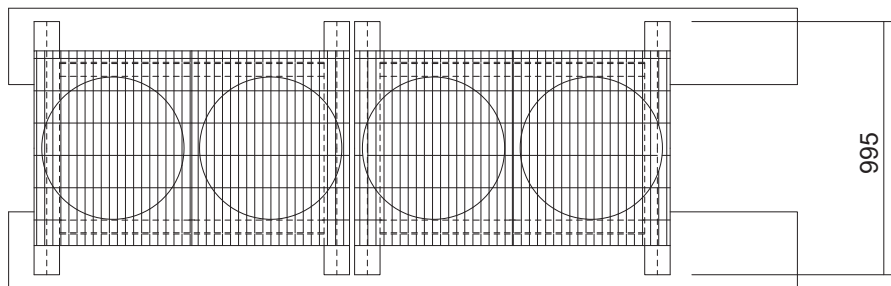
工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8. 5. 15
図面名称	空調設備工事 2階 会議室新設空調機及び屋外機配置図	尺度	1/200(A3)
国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構		図面番号	M-006



- 記—
- ・新設基礎の仕上げは塗膜防水で基礎廻りを仕上げる。塗膜防水の仕様は「パッケージエアコン屋外機用新設基礎図」を参照。
 - ・防雪フードは吹出・吸込両側に設ける。
 - ・既設空調配管接続するまでの増設配管は鋼製化粧カバー仕上げとする。



		工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8. 5. 15
		図面名称	空調設備工事 パッケージエアコン屋外機配置図 (ACP-2)	尺度	1/20 (A3)
				図面番号	
		国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構			M-007

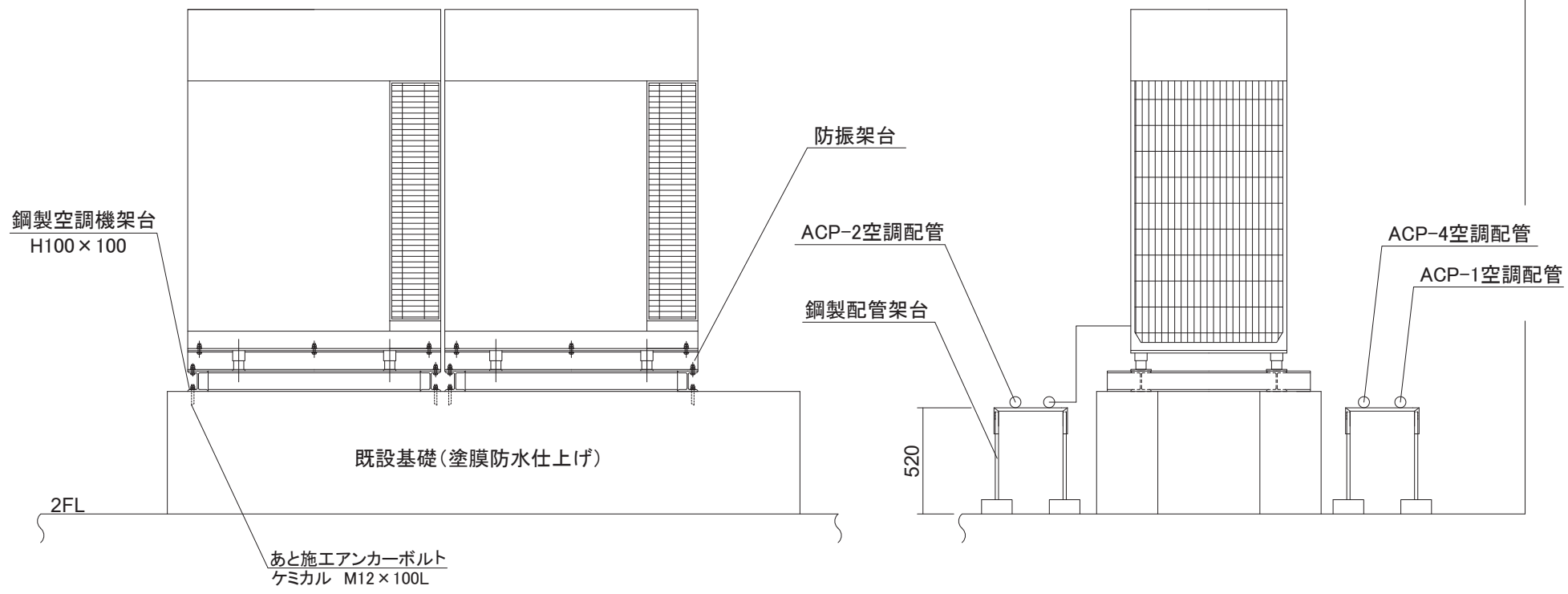


注記

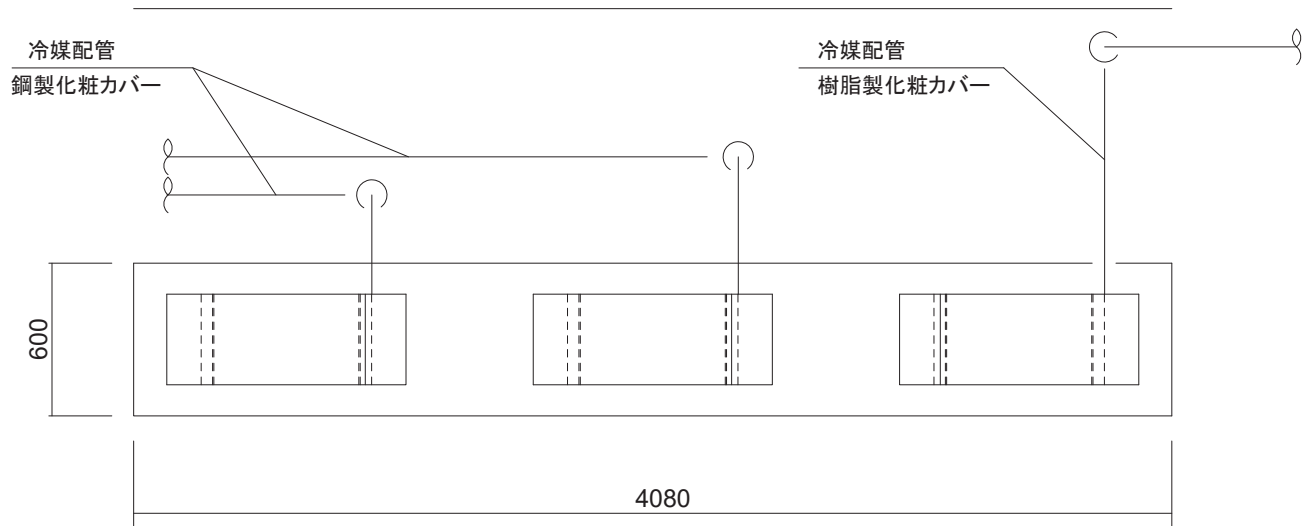
- ・既設空調配管に接続する増設空調配管は鋼製化粧カバー仕上げとする。
- ・防雪フードは吹出・吸込両側に設ける。

← 屋外 | 屋内 →

ACP
3



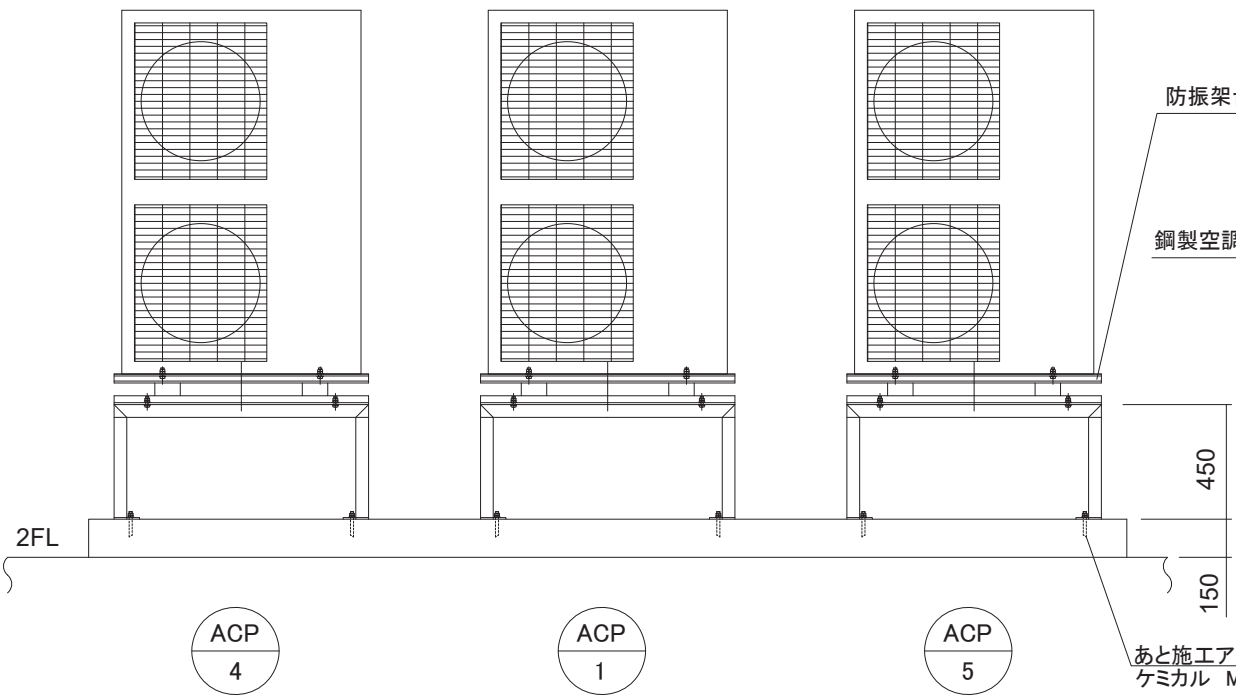
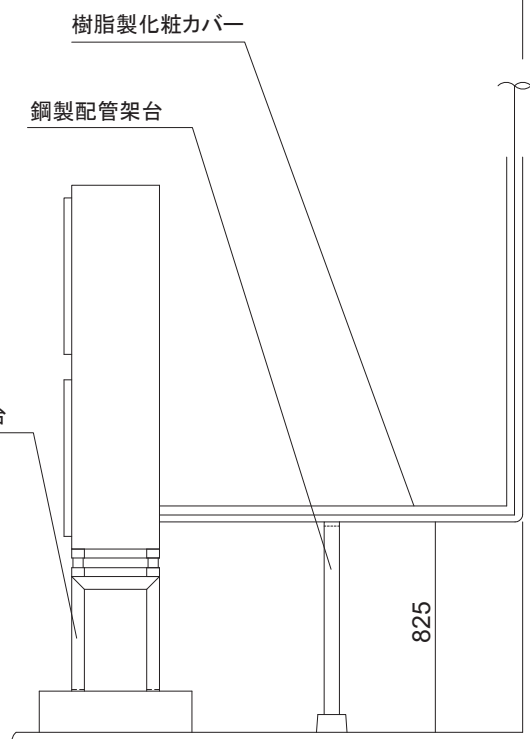
		工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8.5.15
		図面名称	空調設備工事 パッケージエアコン屋外機配置図(ACP-3)	尺度	1/20(A3)
				図面番号	
		国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構			M-008



一記一

- ・新設基礎の仕上げは塗膜防水で基礎廻りを仕上げる。塗膜防水の仕様は「パッケージエアコン屋外機用新設基礎図」を参照。
- ・防雪フードは吹出・吸込両側に設ける。

← 屋外 屋内 →

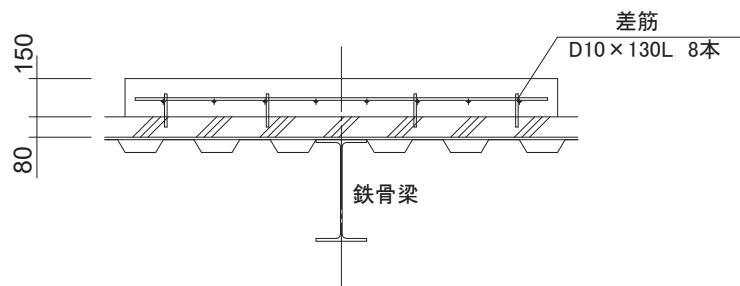
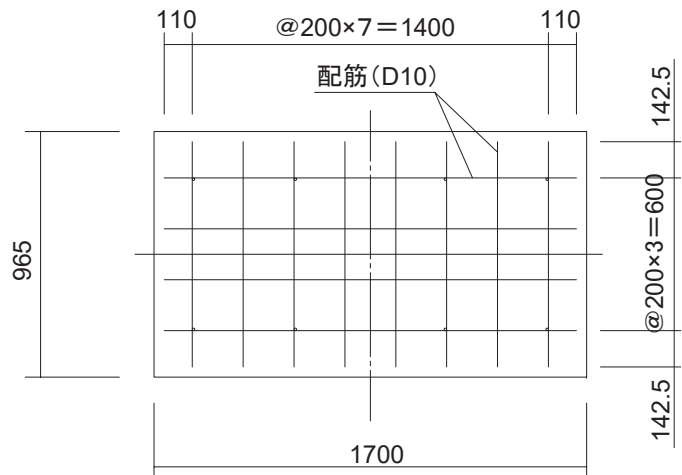


ACP
4

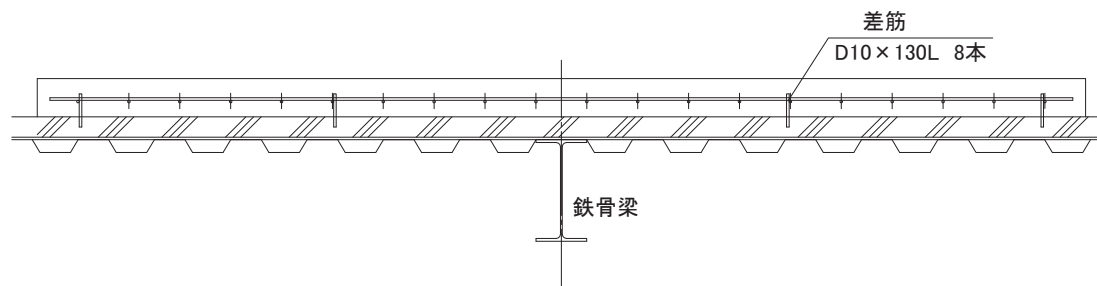
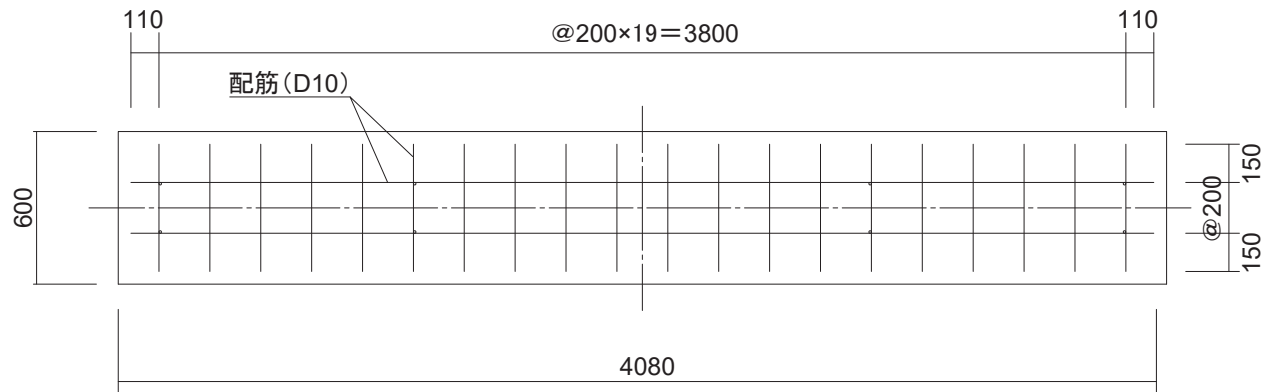
ACP
1

ACP
5

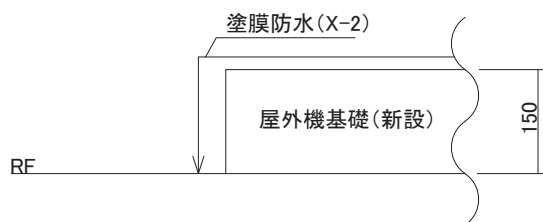
	工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8. 5. 15
	図面名称	空調設備工事 パッケージエアコン屋外機配置図(ACP-1・4・5)	尺度	1/20(A3)
			図面番号	
	国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構			M-009



ACP-2用 屋外機基礎



ACP-1, 4, 5用 屋外機基礎

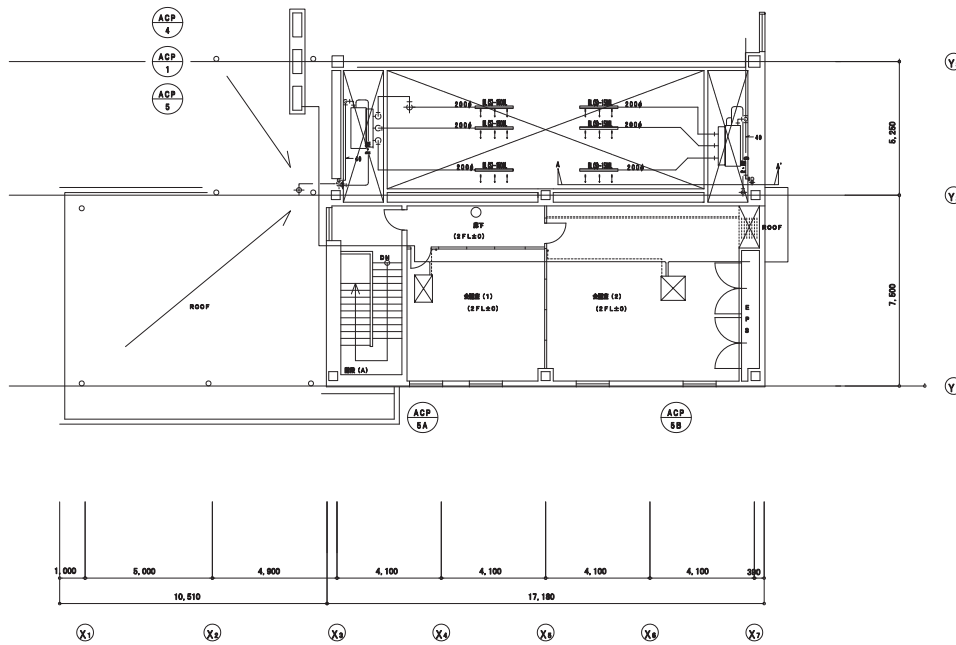


新設屋外機基礎 仕上げ図(S=N.T.S)

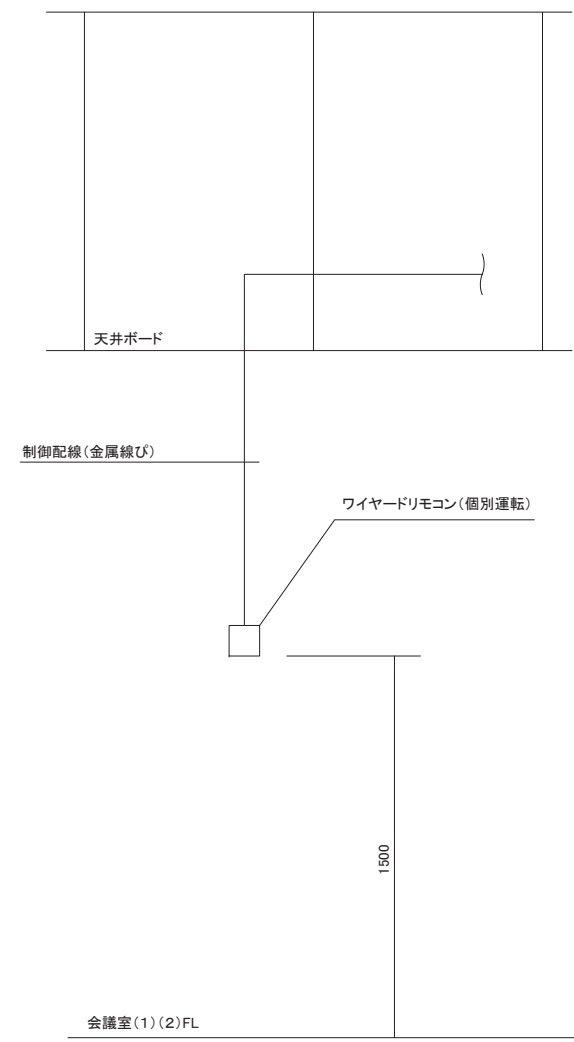
—記—

- ・鉄筋の規格はSD295とする。
- ・鉄器の継手は重ね継手とする。
- ・差筋の差込深さは40mmとする。
- ・配筋のかぶり厚さは30mm以上とする。
- ・コンクリート材は21N/m² S=18cm 骨材20mmとする。
- ・基礎の仕上げは塗膜防水(X-2)仕上げとする。

工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8.5.15
図面名称	空調設備工事 パッケージエアコン屋外機用新設基礎図	尺度	1/20(A3)
		図面番号	
国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構			M-010

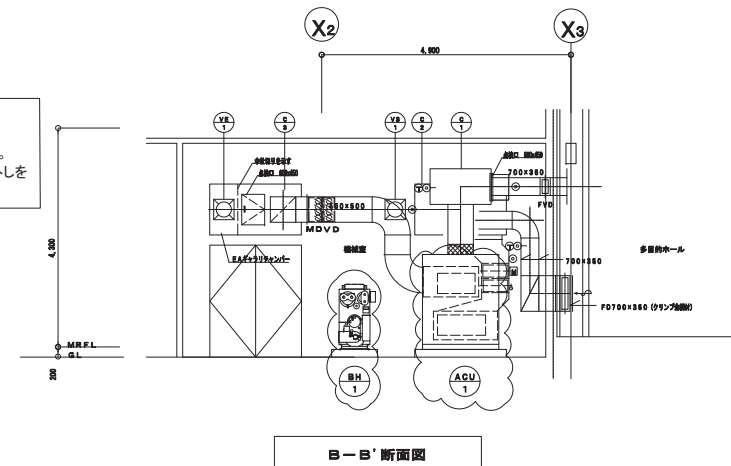
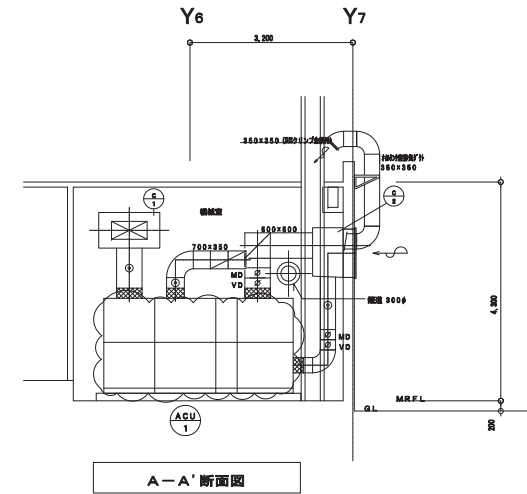
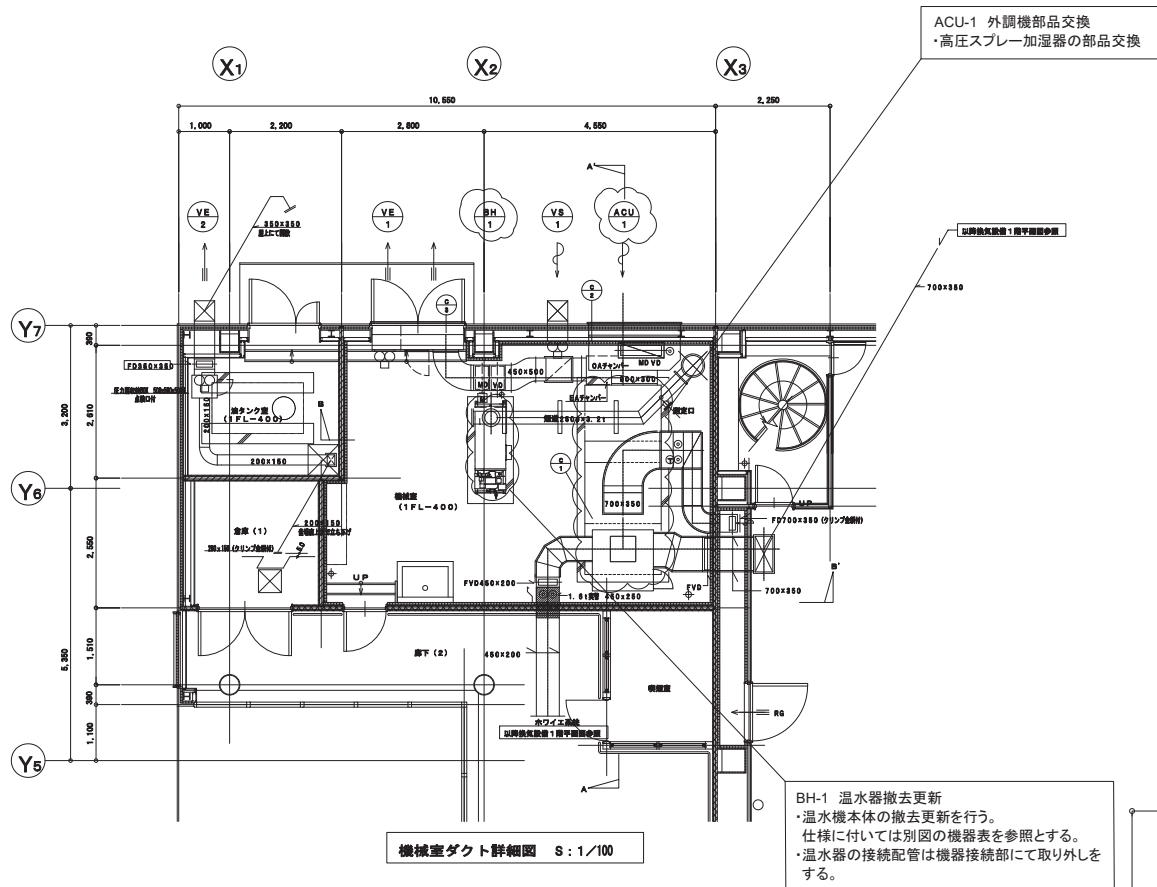


2階平面図 S: 1/200

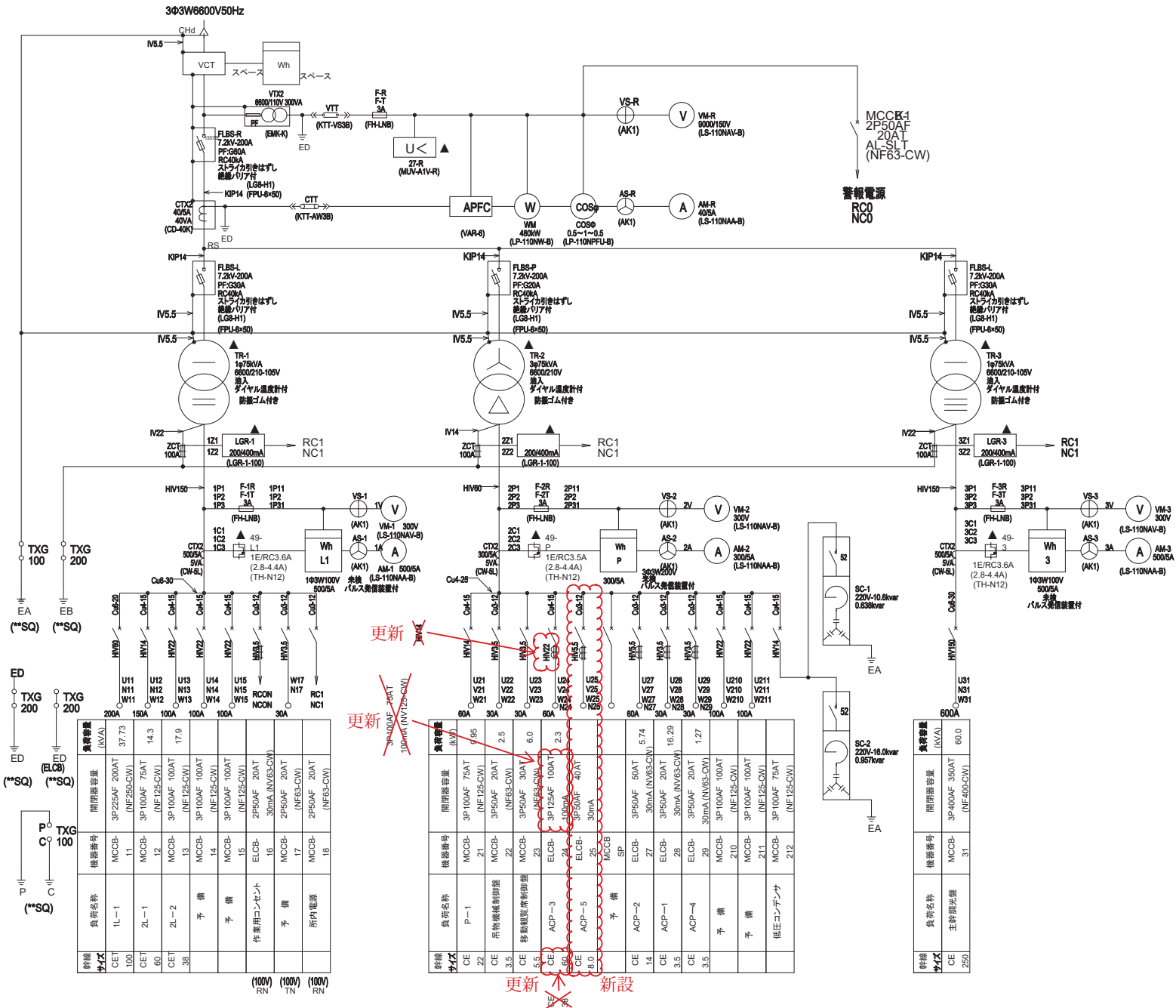


- 記 —
- ・制御配線はEM-CEES 1.25sq 2Cとする。
 - ・天井からリモコンまでの配線は金属線びに入れて敷設する。
 - ・室外機の電源配線はEM-CE 8.0sq 3C、EM-IE 8.0sqとする。
 - ・室外機の電源は屋上キュービクル(P-1)からとるものとし、漏電遮断器3P50AF 40AT 30mAを新設する。
 - ・室内機の電源配線はEM-CE 2.0sq 2C、EM-IE 2.0sqとする。
 - ・室内機の電源は分電盤(2L-1)からとるものとし、漏電遮断器2P50AF 30AT 30mAを新設する。
 - ・天井内配線は可とう電線管にて敷設し、屋外配線は厚鋼電線管にて敷設する。

	工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8. 5. 15
	図面名称	空調設備工事 2階 会議室新設空調機制御配線図	尺度	1/200(A3)
			図面番号	
	国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構			M-011



工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8.5.15
図面名称	空調設備工事 機械室 外調機及び温水機撤去更新範囲図	尺度	1/100(A3)
国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構		図面番号	M-012



幹線 分岐	負荷名称	機器番号	開閉器容量 (kVA)	負荷容量 (kVA)
100	1L-1	MCCB-1	3P225AF 200AT (NF250-CW)	37.73
60	2L-1	MCCB-2	3P100AF 75AT (NF125-CW)	14.3
38	2L-2	MCCB-3	3P100AF 100AT (NF125-CW)	17.9
	予備	MCCB-4	3P100AF 100AT (NF125-CW)	
	予備	MCCB-5	3P100AF 100AT (NF125-CW)	
	作業用コンセント	ELCB-6	2P50AF 20AT (NF25-CW)	
	予備	MCCB-7	3P50AF 20AT (NF50-CW)	
	所内電源	MCCB-8	2P50AF 20AT (NF25-CW)	

(100V) R2
(100V) T2
(100V) R2

幹線 分岐	負荷名称	機器番号	開閉器容量 (kVA)	負荷容量 (kVA)
22	P-1	MCCB-21	3P100AF 75AT (NF125-CW)	9.95
CE	吊物機制御装置	MCCB-22	3P50AF 20AT (NF50-CW)	2.5
CE	移動機制御装置	MCCB-23	3P50AF 30AT (NF50-CW)	6.0
CE	ACP-3	ELCB-23	3P125AF 100AT (NF125-CW)	2.3
80	ACP-4	ELCB-24	4P50AF 40AT (NF50-CW)	4.0
8.0	ACP-5	ELCB-25	3P50AF 30AT (NF50-CW)	3.0
	予備	MCCB-26		
14	ACP-2	ELCB-27	3P50AF 50AT (NF50-CW)	5.74
CE	ACP-1	ELCB-28	3P50AF 20AT (NF50-CW)	16.29
3.5	ACP-4	ELCB-29	3P50AF 20AT (NF50-CW)	1.27
CE	予備	MCCB-210	3P100AF 100AT (NF125-CW)	
	予備	MCCB-211	3P100AF 100AT (NF125-CW)	
	低圧コンテナ	MCCB-212	3P100AF 75AT (NF125-CW)	

更新
更新
新設

幹線 分岐	負荷名称	機器番号	開閉器容量 (kVA)	負荷容量 (kVA)
250	主幹線装置	MCCB-31	3P400AF 350AT (NF400-CW)	60.0

盤名称	回路種別 主幹開閉器	電圧 (V)	回路 番号	分岐開閉器(50AF/20AT)				負荷容量(VA)			備 考		
				MCCB 2F	MCCB 1F	ELCB 2F	その他	電灯	コンセント	その他			
電灯分電盤 2L-1 AC1φ3W 210V/105V (露出壁掛型 前面扉無し)	MCCB3P												
	100AF/75AT												
	◎—×	100	①		○				180			非常照明	
	CE-T 60sq	100	②		○					50		誘導灯	
		100	③		○					450		同時通訳、調光室	
		100	④		○							予備室1, 2換気	
		100	⑤		○							端子盤、保安器収納盤	
		100	⑥		○					300		映写・音響(中央)	
		100	⑦		○					500		映写・音響(入り口)	
		100	⑧		○					500		予備室(1)・廊下	
		100	⑨		○					500		外部、QP前WP	
		100	⑩			○				1800		多目的屋上RDヒーター	
		100	⑪		○							予備	
		100	⑫		○							予備	
		100	⑬		○						620		映写・音響スタンド、換気
		100	⑭		○						200		予備
		100	⑮			○					750		予備室2
		100	⑯		○								リモコンランス
								小計	640	2,100	690		
			200	①	○			R,Ry×8	1,460				予備室(1)・(2)・廊下照明
			200	②	○				770				調光盤室・同時通訳ブース・音響室照明
			200	③	○								予備
			200	④	○								予備
			200	⑤			○				750		調光盤室電気ヒーター
			200	⑥			○				1,000		映写・音響室電気ヒーター
			200	⑦			○				2,000		映写・音響室電気ヒーター
		200	⑧			○				2,000		同時通訳ブース電気ヒーター	
		200	⑨			○						予備	
		200	⑩			○						予備	
		200	⑪			○						ACP-5室内機	
		200	⑫			○						予備	
							小計	2,230		5,850			
							計	2,870	2,100	6,540			

新設

		工事件名	幌延国際交流施設空調機等更新工事	日付	R8. 5. 15
		図面名称	電灯分電盤結線図	尺度	N.T.S
				図面番号	
			国立研究開発機構 日本原子力研究開発機構		E-002